（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	16,936,611	16,733,366	△　203,244
⑵　減価償却引当特定資産	955,688	955,688	—
⑶　国立大学法人等債償還			
引当特定資産	213,758	213,758	—
⑷　金銭の信託	990,376	990,376	—
⑸　長期性預金	2,200,000	2,091,134	△　108,865
⑹　未収附属病院収入	7,375,828		
徴収不能引当金（＊２）	△　4,612		
	7,371,215	7,371,215	—
⑺　国立大学法人等債	(3,370,000)	(3,145,895)	(△　224,105)
⑻　リース債務	(2,383,185)	(2,433,765)	(50,579)

（＊１）負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（＊２）未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

注１）市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、財投機関債、社債及び外貨建て債券がこれに含まれます。

なお、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としております。

減価償却引当特定資産

減価償却引当特定資産は預金で構成されています。預金は帳簿価額をもって時価としております。

国立大学法人等債償還引当特定資産

国立大学法人等債償還引当特定資産は預金で構成されています。預金は帳簿価額をもって時価としております。

長期性預金

長期性預金は、定期預金及びデリバティブ内包型預金で構成されています。定期預金に係る時価の算定は、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。デリバティブ内包型預金に係る時価の算定は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託は、有価証券で構成されています。時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

未収附属病院収入

未収附属病院収入は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としております。

国立大学法人等債

国立大学法人等債は、相場価格を用いて評価しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅹ．賃貸等不動産関係

当法人は、札幌市及び函館市に賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅺ．退職給付関係

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

１．簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	868,023千円
退職給付費用	156,631千円
退職給付の取崩額	△　88,491千円
期末における退職給付引当金	936,162千円

２．退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	156,162千円

Ⅻ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務およびその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益37,649,363千円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。